

月報 令和2年 3月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

1月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は150人となり、前年同月で24.2%減少した。
- ・月間有効求職者数は617人となり、前年同月比で2.8%増加した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は198人となり、前年同月比では、一般求人が26.0%減少、パート求人は23.8%減少した。
産業別でみると、製造業、飲食店・宿泊業、医療・福祉分野は減少したが、卸売・小売業が増加し、全体として25.3%の減少となった。
- ・月間有効求人数は638人となり、前年同月比で16.8%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.25ポイント下回る1.03倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.10倍、パートの有効求人倍率が0.90倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 令和2年1月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	150	8.7	▲ 24.2	
	うち男	66	3.1	▲ 27.5	
	うち女	84	13.5	▲ 21.5	
	年齢別	～44歳	66	1.5	▲ 22.4
		45～54歳	20	▲ 16.7	▲ 55.6
		55歳～	64	30.6	▲ 5.9
	月間有効求職者数	617	5.5	2.8	
	うち男	297	4.9	3.8	
	うち女	320	6.0	1.9	
	年齢別	～44歳	264	3.5	▲ 2.6
45～54歳		118	2.6	▲ 11.3	
55歳～		235	9.3	19.9	
求 人 関 係	新規求人数	198	▲ 15.4	▲ 25.3	
	主要産業別	建設業	33	▲ 59.3	0.0
		製造業	28	27.3	▲ 48.1
		卸売・小売業	16	▲ 36.0	6.7
		飲食店・宿泊業	22	▲ 40.5	▲ 31.3
		医療・福祉	43	30.3	▲ 44.9
月間有効求人数	638	▲ 6.5	▲ 16.8		
就 職 関 係	紹介件数	150	2.0	▲ 21.9	
	うち男	83	1.2	▲ 3.5	
	うち女	67	3.1	▲ 36.8	
	就職件数	46	9.5	▲ 17.9	
	うち男	23	21.1	▲ 14.8	
	うち女	23	0.0	▲ 20.7	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

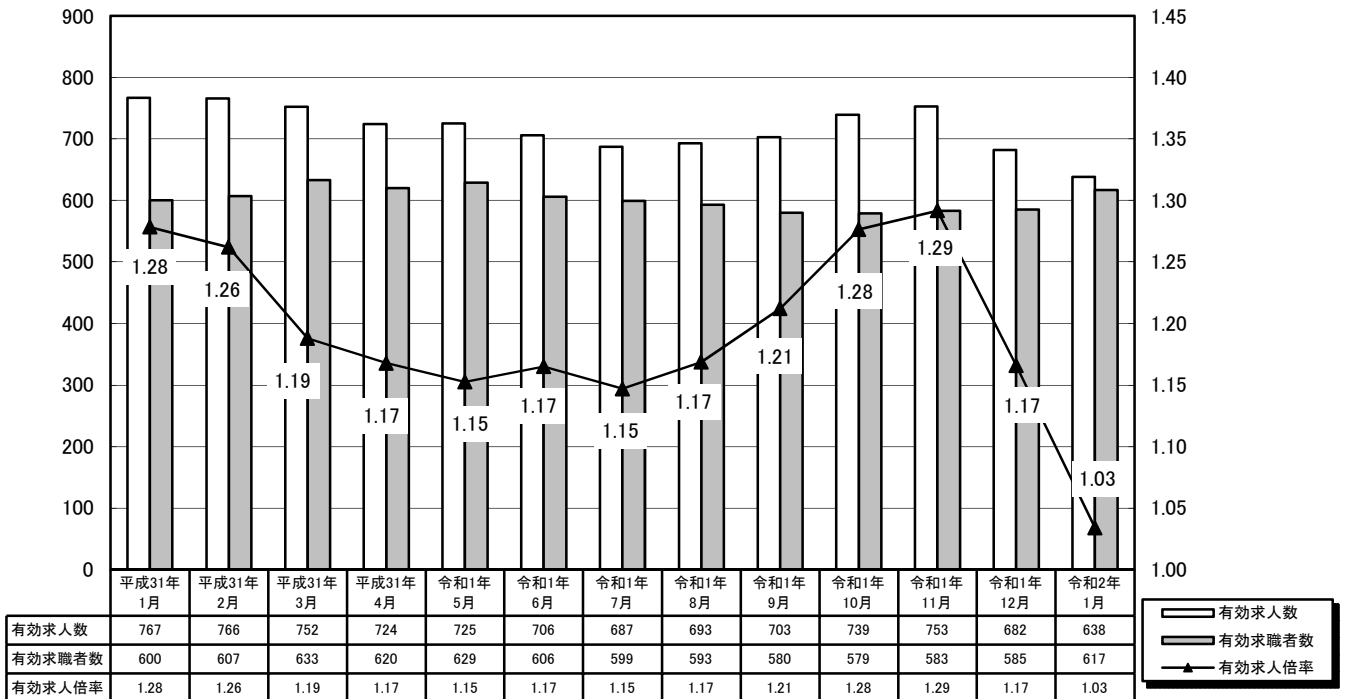
雇用保険取扱状況 令和2年1月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	810	811	816	
	資 格 取 得 者 数	102	73	92	
	資 格 喪 失 者 数	137	94	181	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,251	11,294	11,259	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	51	24	43
		受給者実人員	146	161	96
		支給金額(千円)	16,678	20,328	12,183
	高齢	受給者数	11	6	8
		支給金額(千円)	2,312	1,060	1,693
	特例	受給者数	8	12	5
		支給金額(千円)	1,350	2,176	856
	再就職 手 当	支 給 人 員	7	11	17
支 給 金 額 (千 円)		2,280	3,392	6,098	

労働市場の動き（令和2年1月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



新型コロナウイルス感染症により

事業活動に影響を受ける事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受ける事業主を対象に、助成金等支援策が拡充されています。詳細については、担当窓口へお問い合わせください。

【雇用調整助成金】

新型コロナウイルス感染症の影響による経済上の理由で、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度です。特例措置として助成金の支給要件が緩和されています。

問い合わせ先 ハローワーク白石： TEL 0224-25-3107

宮城労働局職業安定部職業対策課： TEL 022-299-8063

【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校休業等により、子供の世話のために就業できなかった保護者等に対し、年次有給休暇以外の有給休暇を取得させた事業主に対し、支払った賃金相当額（上限あり）を助成する制度です。

問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

TEL 0120-60-3999（受付時間 9：00～21：00 *土日含む）

求人申込み時の留意点

「受動喫煙防止」のための取組を明示してください

2020（令和2）年1月6日から、ハローワークの求人票の様式が変わり、新たに就業場
所における受動喫煙防止のための取組を明示する必要があります。※1

求人者の申込みにあたっては、改正健康増進法に規定する施設の類型に応じて、以下のとおり受動喫煙対策について明示してください。※2

就業場所	改正健康増進法上の施設の類型と受動喫煙を防止するための措置		求人申込み時の明示方法 ～「屋内の受動喫煙対策」の選択・記載方法～		
			「有無」欄	「対策」欄	「特記事項」欄
病院、学校、 児童福祉施設、 行政機関など (2019年7月～)	第一種 施設	敷地内禁煙の場合	あり	禁煙	「敷地内禁煙」などと記載
		敷地内に特定屋外喫煙場 所設置の場合★	あり	禁煙	「敷地内禁煙（屋外に喫煙場 所設置）」などと記載
バス・タクシー、旅客機 など (2020年4月～) ※2		禁煙	あり	禁煙	裏面（1）注2を参照
事業所、 飲食店、 ホテル・旅館、 鉄道・船舶、 その他の施設 (2020年4月～) ※2	第二種 施設	屋内禁煙の場合	あり	禁煙	—
		喫煙専用室または加熱式 たばこ専用喫煙室設置の 場合★	あり	喫煙室あり ※4	「喫煙専用室設置」「加熱式 たばこ専用喫煙室設置」など と記載
		適用除外の場所あり (例：宿泊室内など) の場合★	あり	喫煙室あり ※4	「喫煙可の宿泊室あり」など と記載
	(経過措置) 既存の 営業規模 の小さな 飲食店※3	既存特定 飲食提供 施設	店内の一部を喫煙可能室 としている場合★	あり	喫煙室あり ※4
店内の全部を喫煙可能室 としている場合			なし (喫煙可)	—	—
喫煙が主目的の バー・スナック、 たばこ販売店など (2020年4月～) ※2	喫煙 目的 施設	店内の一部を喫煙目的室 としている場合★	あり	喫煙室あり ※4	「喫煙目的室設置」などと 記載
		店内の全部を喫煙目的室 としている場合	なし (喫煙可)	—	—
屋外 (第一種施設を除く)		—	その他	—	「屋外喫煙可（屋外で就 業）」などと記載

(注) 就業場所に禁煙区域と喫煙可能区域がある場合(★)は、喫煙可能区域での業務があるか否かについて、可能な限り「屋内の受動喫煙対策に関する特記事項」欄に記載・入力してください。
記載例：「喫煙可能区域での業務あり」「喫煙可能区域での業務なし」

※1 受動喫煙対策の推進のため、職業安定法施行規則の一部が改正され、2020年4月1日から、労働者の募集や求人者の申込みを行う際に「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」の明示義務が課されます。ハローワークでは、求人票の様式を変更し、2020年1月6日以降の求人申込み（変更を含む）から明示していただきます。

※2 2020年4月1日から改正健康増進法における受動喫煙防止措置義務が課される施設については、3月末までは、受動喫煙対策に関する現在（求人申込み時点）の状況を明示してください。なお、4月以降に法令違反となる場合は、求人者の公開、職業紹介はできなくなりますので、早めにご対応いただきますようお願いいたします。

※3 改正健康増進法に基づく経過措置の対象となる既存の営業規模が小規模な飲食店とは、①2020年4月1日時点で現に存する飲食店などであって、②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下で、③客席面積が100㎡以下、のすべてを満たすものに限られます。

※4 屋内の受動喫煙対策として「喫煙室あり」を選択すると、求人票上では「喫煙室設置」と表示されます。



就業場所における「受動喫煙防止」のための取組を明示する際は、 以下の点にもご留意ください。

(1) 求人事業所の所在地と就業場所が異なる場合

求人事業所の所在地と就業場所が異なる場合は、**実際の就業場所における受動喫煙対策を明示**してください。

(注1) **求人申し込み時点で複数の場所での就業が予定されている場合**は、「屋内の受動喫煙対策に関する特記事項」欄や「就業場所に関する特記事項」欄を活用して、それぞれの就業場所における受動喫煙対策を明示してください。ただし、出張や営業など立ち寄る可能性のある場所や、将来的に就業する可能性のある場所について、あらかじめ網羅して明示する必要はありません。

(注2) バス・タクシー、鉄道、船舶、航空機の乗務員など、移動が前提の業務である場合には、恒常的に立ち寄る所属事務所など（鉄道の駅や空港のターミナルビルを含む）および業務に従事する場所（バス・タクシー、鉄道の車内、航空機の機内）の状況を明示する必要があります。このため、恒常的に立ち寄る所属事務所などの状況については、「就業場所に関する特記事項」欄に記載・入力してください。

(注3) **労働者派遣求人**の場合は、**派遣先における受動喫煙対策を明示**してください。

(2) 喫煙可能区域で就業する場合（年齢制限の取扱い）

改正健康増進法では、施設の管理権原者は、喫煙専用室などの喫煙可能区域に**20歳未満の者を立ち入らせてはならない**としています。

このため、喫煙可能区域で就業する求人は、**年齢制限の下限を20歳以上とする必要**があります。（労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項に規定する例外事由（2号：法令の規定による年齢制限）に該当）

【記載例】

年齢制限	:	あり
年齢制限範囲	:	20歳以上 ~
年齢制限該当事由	:	法定の規定により年齢制限がある
年齢制限の理由	:	健康増進法により20歳未満立入禁止のため

(3) 地方公共団体が条例などで受動喫煙の防止に関する事項を定めている場合

地方公共団体の条例により受動喫煙を防止するための措置が定められている場合には、求人申し込み時の明示に当たっても、条例などに適合したものとなるようにご留意ください。

改正健康増進法の詳細は・・・

- 「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト（改正健康増進法のわかりやすい解説）
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>
- 厚生労働省HP（改正健康増進法の概要や関係する通知など）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 問い合わせ先：都道府県等（都道府県・保健所設置市・特別区の保健担当主管課または保健所）

このリーフレットの内容や求人申し込み時の明示方法については、ハローワークにお問い合わせください。

